

# 民間危険ブロック塀等撤去補助事業の手続きの流れ

丸亀市

申請者（所有者）

相談・問合せ

県内に営業所を有する業者から見積書を徴収

補助金の申請  
(交付申請)

**※交付決定の前に契約はしないこと**

## 補助金の申請

**申請期限：2019年12月27日**

◆補助金交付申請書（様式第3号）に、下記の書類を添付し提出（詳細は次頁）

- ①付近見取図
- ②現況写真（全景・前面道路・道路の接地面からの高さ・劣化状況等不適合であることが確認できるもの）
- ③点検表（様式第1号又は様式第2号）
- ④撤去工事に要する費用がわかる見積書の写し
- ⑤補助対象危険ブロック塀等の所有者であることが確認できる書類
- ⑥承諾書（所有者以外の者が申請する場合）
- ⑦委任状（申請者以外が申請事務を行う場合）
- ⑧債権者登録申出書（丸亀市に振込口座を登録していない場合）
- ⑨その他市長が必要と認める書類

※ 申請内容に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要です。

受理

(審査後)

交付決定

工事の契約

工事着手

工事完了

## 完了実績の報告

**最終報告期日：2020年1月31日**

◆工事完了後 **20日以内**に、完了実績報告書（様式第8号）に下記の書類を添付し提出

- ①工事請負契約書又は注文書・請書の写し
- ②撤去工事に要した費用の領収書の写し
- ③撤去状況写真（撤去前・撤去中・撤去後の状況が確認できるもの）

受理

必要に応じて  
完了検査

額の確定

完了実績の報告

補助金の請求

## 補助金の請求

◆請求書（様式第10号）を提出

受理

補助金の支給

## 交付申請時に必要な添付書類

- ①付近見取図
- ②現況写真
  - ・全景
  - ・前面道路
  - ・道路の接地面からの高さが確認できるもの
  - ・劣化状況等不適合であることが確認できるもの
- ③点検表（様式第1号又は様式第2号）
  - 補強コンクリートブロック造による塀の場合…様式第1号
  - 組積造による塀の場合…様式第2号
- ④撤去工事に要する費用がわかる見積書の写し
- ⑤補助対象危険ブロック塀等の所有者であることが確認できる書類
  - （例）建築物の登記事項証明書
  - 土地の登記事項証明書
  - 固定資産税課税明細書
  - 土地・家屋名寄台帳(兼)課税台帳
  - その他住宅の所有者もしくは土地の所有者が確認できるもの
- ⑥承諾書（所有者以外の者が申請する場合）様式は任意
- ⑦委任状（申請者以外が申請事務を行う場合）様式は任意
- ⑧債権者登録申出書（丸亀市に振込口座を登録していない場合）
- ⑨その他市長が必要と認める書類
  - 所有者が複数いる場合…所有者全員の同意書（様式は任意）
  - 所有者が死亡し相続人が申請する場合…代表相続人の確約書（様式は任意）

### ※申請内容に変更が生じた場合

交付申請に添付する書類のうち、内容に変更の生じるものを添えた補助金交付変更承認申請書（様式第5号）の提出が必要です。

### ※事業を中止する場合

補助金交付中止承認申請書（様式第6号）の提出が必要です。